

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		文化工房の利用許可		
根拠例規及び条項		多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例(平成 12 年条例第 29 号)第 4 条第 1 項		
所 管 部 課 名		経済部 産業観光課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等又は器具等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) その他施設等の管理上支障があるとき。		
	設定年月日	平成 12 年 5 月 10 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 日程度 (注：休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 1 日		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日	
備 考				